

通告４番目、１０番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 １０番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、一問一答形式にて、３つ質問させていただきます。

まず、物価高騰対策についてお聞きいたします。

現在、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活費、事業者の支援を行えるよう、国は重点支援地方交付金のさらなる追加を行う方針を示しています。その中でも、食料品の物価高騰に対する特別加算を必須項目として示し、総額４,０００億円規模の特別枠を各市町村に措置する予定とも聞いています。食料品の値上がりは、市民生活に直結する深刻な課題であり、市民の関心も極めて高い状況です。

そこで１点伺います。本市として、物価高騰対策として何に焦点を当て、どのような支援を市民に提供していくのか、基本的な考え方をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 田畑議員のご質問にお答えをいたします。

これまで市における物価高騰支援については、市の実情に応じて、実施する推奨事業メニューの事業としては、物価高騰による影響が広範囲に及ぶことを踏まえ、事業の効果が市民や事業者に広く波及する水道基本使用料の免除を行ってまいりました。また、子育て世帯の支援として、紙おむつの支給や児童福祉施設に対する補助を行ってまいりました。

ほかには、国から実施が要請された給付金の支給については、低所得世帯だけではなく、物価高騰により家計が急変した世帯に対しても、市独自で支援策として実施をいたしました。

このたび国において閣議決定がされた強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援交付金を拡充することが盛り込まれており、特に食料品の物価高騰に対応するための特別加算が設けられることとされたことから、本市においては市民１人当たり６,０００円の商品券をお配りする事業を実施すべく、検討を進めております。

今後、国の補正予算成立後に、市補正予算を編成いたしまして、可及的速やかに配布が行えるよう努めてまいります。

なお、ご質問の詳細につきましては、総務部長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員のご質問にお答えいたします。

令和7年11月21日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策におきまして、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれ、国からは交付金を活用した物価高騰対策の早期執行に向けた準備を進めるよう要請があったところでございます。

重点支援交付金の拡充内容につきましては、これまでの推奨事業のメニューの中に、新たに食料品の物価高に対する特別加算、これが設けられまして、食料品の物価高騰による負担を軽減するプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるおこめ券、食料品の現物給付などの支援が事業例として示されております。

しかしながら、この重点支援交付金の拡充については、政府補正予算案の国会審議が今継続中でありまして、未済でございます。内容に変更があるおそれもありますので、本市に配分される交付限度額も未定ではあります。このようなことを踏まえまして、本市におきましては、市民1人当たり6,000円の商品券をお配りする事業を実施すべく検討を進めております。国の補正予算成立後において予算措置を行い、早期の配布ができるよう努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 国は今回の支援策において、市民への還元額を最大化するため、事務コストの最小化を徹底することを強調しています。紙の商品券やおこめ券は、印刷費、発送費、換金事務などのコストが大きく、結果として、市民への還元額が削られてしまう場合があります。他市では、商工会と連携してデジタルクーポン型のプレミアム商品券を導入し、事務コストの削減、利用者の利便性向上、加盟店の換金処理の迅速化などの成果が出ています。

そこで2点伺います。本市が、今後、物価高騰対策を進める上で、デジタルを活用して事務コストを抑え、より多くの市民へ還元する方向性についてどのようにお考えでしょうか。

また、本市として紙方式だけでなく、商工会が発行するデジタルクーポン型プレミアム商品券を導入する考えについてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問に、一括してお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、紙の商品券では事務コストが多額となりますが、デジタル型についても、導入済みの自治体から、初期構築コスト、システム維持に多額のコストを要するという意見もございます。費用対効果について十分検証する必要があると考えております。また、デジタルに恩恵を享受できる方とそうでない方の格差、デジタルディバイドの部分もございますので、これを解消していくことも課題であるとは考えております。

いずれにしましても、本市における物価高騰支援につきましては、様々な検討を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 近年、全国的に発達障害や発達特性のある子供が増えてきていると言われており、早い段階で気づき、必要な支援につなげることがますます重要になっています。本市は、県内でも子供の割合が多い自治体であり、就学前から就学後へと進む時期に、子供と保護者をしっかり支える体制づくりが求められています。

子供たちの発達障害や発達特性を知るための取組は様々ありますが、就学児健診と5歳児健診があります。就学児健診は、翌春に小学校へ入学する子供、つまりその年度に6歳になる子供を対象に、健康状態や発達の様子を確認し、安心して学校生活を始められるようにするための健診です。視力、聴力、歯科、内科などの健康チェックを中心に、学校生活に支障がないかを事前に把握し、必要があれば専門機関や医療機関につなぐ役割があります。

5歳児健診は、国が進めている就学前から就学後へつなぐ支援の考え方にに基づき、5歳の時期に子供の発達や生活の様子を確認するための健診です。1歳半、3歳児健診の後、特性が見えやすくなる時期に行うことで、言葉や行動、社会性などの発達の気がかりを早めに見つけ、必要な相談や支援につなげる早期支援の入り口として位置づけられています。

本市では、現在、就学時健診での発達特性の検査を行っておりますが、来年度から5歳児健診も導入することを検討していると聞いています。

そこで2点お伺いいたします。現在の就学児健診において、発達特性の項目では、どのような内容で健診を行っているのでしょうか。また、同様に、来年度導入を検討している5歳児健診はどのような内容で健診を行う予定であるか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 田畑議員ご質問の2番目、子供の発達障害、発達特性の健診についての1点目、就学時健診についてお答えいたします。

学校保健安全法第11条において、市町村教育委員会が、当該市町村の区域内に住所を有する者の就学に当たって、その健康診断を行わなければならないと規定されております。健康診断の健診項目は、学校保健安全法施行規則の第3条に定められており、議員ご質問の子供の発達障害、発達特性の健診に関連する内容として、第10号に、その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系統について検査するものとし、知能については、適切な検査によって知的障害の発見に努めるとされております。この内容に基づき、本市では、知的発達スクリーニング検査を実施し、合計得点と満年齢により、知的発達の程度を、より専門的な精査が必要、または今後経過観察が必要、それから専門的な精査等は不要の3段階で判定を行っております。

検査の方法は、子供10人から15人程度を1グループとしまして、3人、4人の教員で検査の様子を記録いたします。全13問で、当てはまるものに丸をつけたり、簡単な図形の模写をしたりする問題があり、検査時間は15分から20分です。本検査は、知的発達の遅れや偏りの可能性があるかどうかをおおよそ把握するためのスクリーニング、いわゆる早期の気づきでございますが、を目的としているので、保護者の同意を得た上で、家庭や保育所、幼稚園等での日常生活の様子や、成育歴、これ以前に受けた発達検査の結果、保健福祉部局が行う乳幼児健診結果等を参考にしながら、配慮や支援の必要性について総合的に判断しております。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目の5歳児健診の取組内容についてお答えいたします。

5歳児健診は、母子保健法第13条に規定されており、岩出市においては、集団生活を送る上で求められる社会性や学習に必要な力が育っているかを確認するとともに、発達のおたがずきや発達障害など、心身や社会的に支援が必要な幼児を早期に発

見し、子供の特性に気づき、その特性に合わせた適切な支援につなげていくこと、また生活指導やその他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、令和8年4月からの実施を検討しているところでございます。

取組内容といたしましては、現行の1歳半健診や3歳児健診と同様の集団健診方式で、岩出市総合保健福祉センターで、5歳のお誕生日月に実施しようと考えているところです。当日の流れにつきましては、身体計測や小児科医の診察に加え、5歳児の発達段階に特化した集団遊びを取り入れようと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 5歳児健診で気づきがあった場合に、保護者が必要な支援につながるよう、切れ目のないフォローアップ体制について、今後の方向性をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

5歳児健診のフォローアップ体制につきましては、再来所や訪問、それから所属先の集団への訪問指導や公認心理師の発達相談、それから理学療法士、それから言語療法士、作業療法士による発達相談などの体制を整えていくことを検討しているところでございます。

また、教育支援委員会に向けて、教育委員会や、それから各学校への情報提供や意見交換するなど、就学を見据えた必要な支援につながる関わりを今まで以上に強化していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 近年、各地で火災による大きな被害が相次いでおり、住宅火災の恐ろしさや、被災後の生活再建の難しさが改めて実感されています。

本市においても、私の住む地域で火災事故が発生し、身近な生活の中にある危険を痛感したところです。火事を起こさないことが何より重要であることは言うまでもありません。しかし、もし不幸にも火災が発生し、市民が被災してしまった場合、

その精神的ショックや経済的な負担は非常に大きなものとなります。こうした状況に寄り添い、行政が提供できる支援をワンストップで分かりやすく案内し、被災者の不安を軽減していくことが大切ではないかと考えております。

そこで伺います。火災によって被災した市民が、必要な行政手続や支援制度の内容はどのようなものがあるか。また、フォロー体制はどのようなになっているか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員、3番目のご質問、火災による被災者支援について。火災による被災者の行政手続など、支援体制は、についてお答えいたします。

本年、岩出市では11月末現在、12件の火災が発生しております。火災によりお亡くなりになられた方に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げます。

火災による被害を受けられた方への支援につきましては、那賀消防組合と市で、各種手続や支援制度の一例についての内容を記載した「火災による被害を受けた方へ」をお渡しし、当事者の方やご家族の今後の生活のためにどのような手続があるのかをお知らせしております。

その内容は、消防署での手続については、火災損害届の提出、罹災届証明書の発行手続に関するものについて掲載しております。また、市役所での手続として、火災、建物火災による廃棄物の処分方法について、火災の被害程度による見舞金及び救援物資の支給について、市税の減免制度について、保険料等の減免制度について、その他、印鑑証明等の申請・再交付などについて、公営住宅居住者相談など、担当窓口がどこになるかをまとめて掲載しております。その他の関係機関での手続では、国税の減免制度、建物登記関係について、自動車・軽自動車関係、廃車等ですね、廃車申請等について、年金手帳等の申請・再交付などについて、公共サービス関係として、電話、電気、都市ガス等の関連する各事業所の窓口を掲載しております。

被害に遭われた当事者の方におかれましては、おのおの状況が異なるため、必要となる手続の窓口に問合せをいただく必要がございますが、市役所へ来庁された際には、関連部署で情報を共有し、手続に係る負担を少しでも軽減できるよう、支援体制に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 所管の連携によるワンストップでのフォローというのはできないのでしょうか。もしできないのであれば、各所管への橋渡しなどはできないのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

火災に遭われた方へのワンストップの窓口の設置、これについては現在のところ考えておりませんが、被災者の方から相談があった際には、状況を聞き取らせていただいた上で、関係各課と連携を図り、少しでも被災者の負担を減らすために、寄り添った対応に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の3番目の質問を終わります。

以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。